

旧新町団地跡地の譲渡事業に係る 公募型プロポーザル実施要項

令和6年7月1日現在

比 布 町

目 次

◆1	公募型プロポーザル方式による譲渡事業の概要等	2
◆2	譲渡対象物件	5
◆3	スケジュール	6
◆4	参加者の資格等	7
◆5	参加申し込みから企画提案までの手順	7
◆6	審査委員会による審査	9
◆7	最優秀提案者との協議及び譲渡事業者の内定	11
◆8	譲渡事業者との契約締結	11
◆9	土地の引渡し及び所有権移転登記	12
◆10	譲渡相手方の責務、譲渡条件等	12
◆11	その他	12
◆	譲渡事業に係る条件	13
◆	様式	

1 公募型プロポーザル方式による譲渡事業の概要等

(1) 本件公募型プロポーザルによる無償譲渡の趣旨

旧新町団地跡地（以下、「本件土地」という。）は、比布町の中心部である J R 比布駅から南東方向へ約 1 km（道路距離）の場所に位置しています。

比布町は、国道 39 号、40 号の国道のほか、北海道縦貫自動車道と高規格幹線自動車道のジャンクションや比布北インターチェンジがあり、J R やバスなどの公共交通網も充実していて、旭川圏への通勤が可能で、旭川空港にもアクセスしやすいまちです。

このたび、譲渡する本件土地は約 7,900 m²の一団の土地で、公営住宅 8 棟 32 戸が建てられていましたが、建て替え計画により令和 4（2022）年に解体し、本町のまちの将来像である「住んで良かったと思えるまち」を推進する施策の一つとして、子育て世代が移住・定住が可能な土地利用を図るとともに、積極的に人口を維持するため、民間の企画力、ノウハウ及び資金力を活用した開発を行おうとするものです。

譲渡事業者の選定にあたっては、土地利用に係る提案内容を総合的に評価し、最も優れた応募者を優先交渉権者として決定する公募型プロポーザル方式を採用することとします。その譲渡事業者の選定のための要項を「旧新町団地跡地の譲渡事業に係る公募型プロポーザル実施要項（以下、「公募要項」という。）」にて示します。

(2) 本町の状況

本町は、これまでも「住んで良かったと思えるまち」を目指し、高校生以下の医療費実質無料化や北海道宅地建物取引業協会旭川支部との連携事業「子育て支援金事業（中学生以下子ども 1 人 50 万円（最大 150 万円）」、各種ワクチン接種費用の一部助成、出産・子育てへの「応援給付金支給事業」などを実施しています。

その結果、北海道内では札幌圏への一極集中が一段と強まっている状況ですが、総務省が発表しました人口移動報告では、本町は令和 4（2022）年から 2 年連続で「転入超過」になりました。

※令和 6 年 7 月現在

比布町の移住・定住支援情報

子育て世帯にお得！

1 高校生まで （パート）
実質 **医療費無料**

2 スポーツ・文化活動支援 全道大会以上出場の中학생まで
大会出場費用支援 最大 8 割助成

3 びっぶスキー場シーズン券町民引き！
小学生以下 28,000円 が 5,000円
中学生は 35,000円 が 7,500円
ファミリーパックは 45,000円 が 20,000円
※ファミリーパック：大人 1 名がシーズン券を購入すると、
世帯をともにしている小学生以下は、全員無料でシーズン券を発売。

びっぶで暮らすと…



●家を建てたい・買いたい方

宅建協会旭川支部に加盟する不動産事業者が取り扱う物件を購入し、実際に住み始めたときに…

- 中学生以下のお子さん 1 人につき **50万円プレゼント（最大 150万円まで）**
- 媒介報酬（仲介手数料） **5万円まで補助**
- リフォーム費用を一部助成！

対象：**100万円以上**（消費税抜き）

●民間賃貸住宅家賃補助

若年世帯、または子育て世帯に対して、家賃の一部を助成！
24 カ月を限度に 若年世帯 月額 **10,000円**
子育て世帯 月額 **15,000円**

また、「子育て支援センター」を中心に子育てに対する相談受入体制の充実を図り、保育園入園前の親子のふれあいの場としては「こどものひろば」を開設するとともに、入園後に特別な支援を必要とする乳幼児については、保育園や上川中部こども通園センターなど関係機関へ適切につなぎ、連携を図っています。

保育園については、多様化する保育ニーズに応えるため、集団生活のなかで健やかに過ごせる保育環境の提供に努めています。給食については、地元農産物の利用や天然だしを使用するなど町の財政支援とあわせ、町管理栄養士も積極的に関わりながら食育を推進しています。くるみ保育園については、設置主体である社会福祉法人大悲会により、中央ふれあい広場内に「認定こども園園舎建設事業」が始まり、令和7（2025）年4月には開園予定です。本町にとって、就学前の幼児教育・保育を一体的に提供できる核となる施設になることを期待しています。

さらに、中央ふれあい広場については、園舎の建設と並行し、令和5（2023）年度から2カ年で全面整備を行い、親子や町民が集える憩いの場としての整備を進めています。

義務教育については、次代を担う子どもたちが変化の激しい時代を生き抜いていくためには、「生きる力」を育むことが重要であることから、確かな学力と体力の向上、キャリア教育の推進に努めています。比布町立比布中央学校は、完全小中一貫校「義務教育学校」として令和4（2022）年度に開校し、義務教育9年間の系統性を踏まえた一貫性のある教育活動を展開しています。子どもたちの「学び」と「育ち」を全教職員が責任を持ち、義務教育学校卒業時の「めざす子ども像」を共有しながら、学習指導などに取り組んでいます。また、地域とのつながりをさらに深め、協力体制を構築するため、コミュニティ・スクールを基盤とした地域とともにある学校づくりを目指しています。

令和5（2023）年度には、学校内に児童クラブを設置する工事や全教室にエアコンを設置し、教育環境の充実にも努めています。



生涯にわたり誰もがそれぞれの体力や年齢、技術、興味、目的などに応じてスポーツを気軽に楽しみ、健康づくりができるよう、令和4（2022）年度からは、「ピピカツ（運動と食による脳の活性化）事業」として、年代別の運動教室や各種スポーツ大会などを通じて、さまざまな世代の方々に運動の楽しさや大切さを伝えられる取り組みを広げながら、食による健康づくりも推進しています。

令和5（2023）年度からは、子育て世帯などの転入者を対象にした「民間賃貸集合住宅の家賃を一部補助する事業」を新たに実施しています。これまでも、民間集合住宅などに住まれた方が、その後に新築または中古住宅を取得され定住に結びついていることから、民間集合住宅の入居を促進する対策を進めていますが、現在、町内にある民間集合住宅20棟92戸のほとんどが入居済みであり、空き部屋が出た場合も、すぐに入居者が決まっている状況です。

また、近年、空き地、空き家のニーズも高く、町外からの移住者に加え、町内集合住宅住居者が家を作る流れが進んだことにより、町内の空き地や空き家も少なくなっています。

このように、比布町に移住したいまたは家を建てたいという希望者がいる一方で、その受け皿となる土地や建物が不足している状況にあります。

令和6（2024）年は、本町に開拓の鉞が下ろされてから130年の節目の年であり、子どもから高齢者まで幅広い世代の町民が本町への愛着と誇りを抱きながら、心の豊かさや幸福感を実感できるまちづくりを進めているところです。また、「第13次比布町まちづくり計画」がスタートする年で、町民、団体、企業、行政の協働によって、「生涯住み続けたい」と思えるまちを目指し、移住を希望される方が「住んでみたい」と思える本町の10年後の将来像を「住んで良かったと思えるまち」と掲げました。



2 譲渡対象物件等

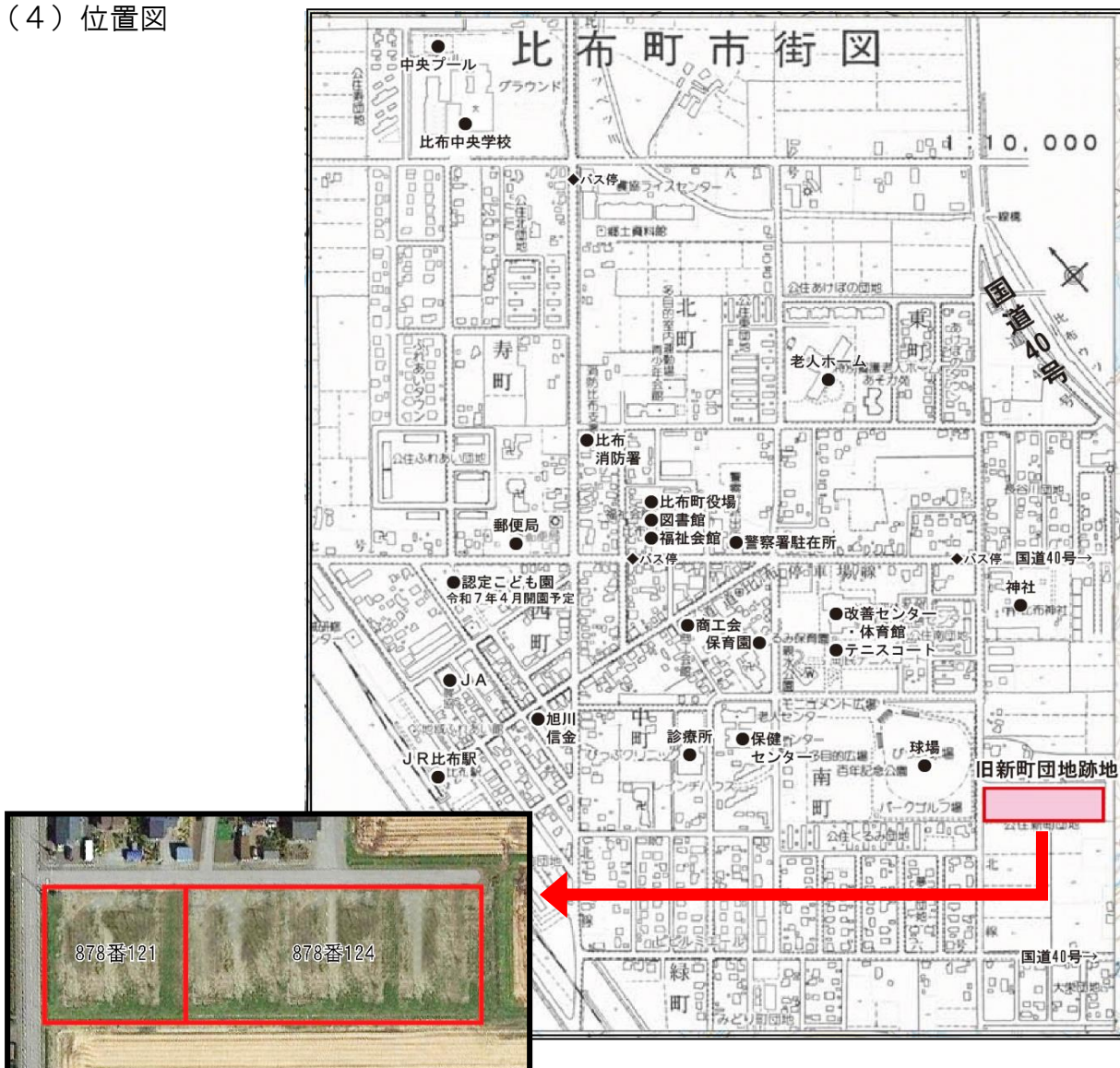
(1) 本件土地の概要

所在地	地目	登記簿面積
比布町新町3丁目878番121	宅地	2,365.6㎡
比布町新町3丁目878番124	宅地	5,522.2㎡
計		7,887.8㎡

(2) 対象物件の譲渡価格 無料

(3) 譲渡事業に係る条件 別紙

(4) 位置図



(5) 担当課 〒078-0392 上川郡比布町北町1丁目2番1号

比布町総務企画課総合政策室政策係

電話 (0166) 85-2111 (代表)・4802 (直通・平日のみ)

FAX (0166) 85-2389

電子メール seisaku@town.pippu.hokkaido.jp

3 スケジュール

※ スケジュールは予定であり、変更する場合があります。

1	公募要項の公表	○令和6年7月19日(金) ○本町ホームページからダウンロードしてください。
2	参加申込書の提出 及び資料等の貸出	○令和6年7月22日(月)から8月26日(月)午後5時まで ○提出期限から1週間を目途に参加資格確認結果を書面により通知します。
3	質問の受付及び回答	○令和6年7月22日(月)から8月7日(水)午後5時まで ○令和6年8月16日(金)までに、回答内容を本町ホームページに公表します。
4	現地確認	○敷地内への出入は自由ですので、随時ご確認ください。
5	企画提案書の提出	○令和6年8月19日(月)から10月7日(月)午後5時まで (以下、企画提案書を提出した事業者を「提案者」という。)
6	プレゼンテーション の実施	○令和6年10月中下旬に提案者によるプレゼンテーションを実施します。
7	審査結果の通知	○プレゼンテーション実施日から2週間を目途に審査結果をすべての提案者へ書面により通知します。
8	基本協定及び仮契約 の締結	○仮契約の締結までに事業実施計画等に関する基本協定を締結します。 ○優先交渉権者の決定通知日から30日以内に仮契約を締結します。
9	町議会の議決(本契約)	○本件土地の譲渡にあたっては、比布町議会(令和6年12月定例会を予定)の議決を得る必要があります。仮契約は、議決を得た日に本契約へ移行します。(以下、本契約を締結した者を「譲渡事業者」という。)
10	所有権の移転及び 物件引渡し	○所有権移転の時期は、町と譲渡事業者の協議の上決定します。 ○所有権移転登記は本町で申請を行いますが、費用は譲渡事業者の負担とします。 ○物件引渡し日における現状有姿にて譲渡事業者に引渡します。
11	住民説明会	○物件引渡し後30日以内を目途に、事業実施計画等の内容について、譲渡事業者主催で住民説明会を開催してください

4 参加者の資格等

(1) 次の要件をいずれも満たすものであること

- ①北海道内に本社、本店を有する宅地建物取引業法に基づく免許を有する宅地建物取引業者で、対象地について、一括して比布町から譲り受け、事業を行うことができる者またはグループ
- ②事業の実施などに当たり、必要な資力、信用、知識、経験及び実績を有すること。
- ③グループの場合は、募集要項等に基づき共同して行う事業提案及び事業の実施に関し、住宅等の建設の建設完了まで連携して責任を負えること。

(2) 次の要件のいずれの項目にも該当しないこと

- ①暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する団体
- ②会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続き開始の申立てがなされている者（同法第199条に規定する更生計画認可の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続開始の申立てがなされている事業者（同法第174条に規定する再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- ③地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する事業者
- ④直近3事業年度分の法人税、消費税及び地方消費税、法人都道府県民税、法人市町村民税の滞納がある事業者
- ⑤企画提案書の提出時において、国、北海道及び比布町から競争入札参加に係る指名停止の措置を受けている事業者

(3) その他

- ①提出書類に不備又は虚偽の記載があった場合は、応募資格を喪失します。
- ②同一事業者が、複数の事業提案をすることはできません。
- ③資格審査合格後、地籍図の写し、道路台帳図、簡易水道管理台帳、下水道管理台帳、譲渡契約書案を配布します。

5 参加申し込みから企画提案までの手順

(1) 公募要項の公表

- ①公表期間 令和6年7月19日(金)から
- ②公表場所 比布町ホームページ

(2) 参加申込書の提出

この募集に参加される方は、次に掲げる書類を整え、提出して下さい。

- ①提出期間 令和6年7月22日(月)から令和6年8月26日(月)まで
土日祝祭日を除く9時から17時まで
- ②提出場所 比布町役場総務企画課総合政策室
- ③提出書類
・参加申込書（様式1）
・商業登記簿謄本又は法人登記簿謄本（発行から3か月以内のもの。）

- ・法務局に登録してある印鑑（法人）の印鑑証明書
- ・納税証明書
 - （ア）法人税、消費税及び地方消費税納税証明書
 - （イ）法人事業税（特別税含む）納税証明書
 - （ウ）法人市町村民税納税証明書
- ・決算書類（貸借対照表、損益計算書、CF計算書）過去3期分
- ・誓約書（様式2）

④提出方法 参加希望者は、参加申込書に必要な書類を添えて、総務企画課総合政策室窓口へ提出して下さい。（郵送、FAX、電子メールでの提出は受け付けません。）

⑤参加資格確認結果の通知

本要綱に定めた参加資格要件に基づき参加資格の確認を行います。参加資格を認めた者に対しては企画提案書等の提出の要請を書面で通知します。

また、参加資格が認められない者については、その旨を書面で通知します。

- ・参加資格の通知：令和6年9月6日（金）までの適時

⑥その他

- ・書類に虚偽の記載があった場合は、受付を取消します。
- ・書類提出後の提出書類への追加・変更は認めません。また、提出書類の返却は行いません。
- ・参加申込に際して取得する個人情報、本契約関係事務のために収集するものであり、事務の目的外利用・保有については、比布町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第1号）により制限されます。

（3）質問書の受付

①受付期間 令和6年7月22日（月）から令和6年8月7日（水）まで

②受付時間 提出期間初日の9時から最終日の17時まで（土日祝日を除く）

③受付方法 質問書（様式3）により、比布町役場総務企画課総合政策室宛に電子メールにて提出して下さい。なお、件名頭に「比布町旧新町団地跡地質問書」と記載して下さい。

〈送付先〉電子メール seisaku@town.pippu.hokkaido.jp

（4）質問に対する回答

①質問に対する回答は、令和6年8月16日（金）までに比布町ホームページ内に掲載します。

②回答の内容及びその他の内容修正は、本要項の追加・訂正として取扱うものとします。企画提案はその内容を踏まえて提出して下さい。

③質問及び回答は、本要項に関するものとします。（それ以外のものや、単なる意見表明と解されるものには回答しません。）

（5）企画提案書の提出

①企画提案書8部（原本1部、副本7部）

- ・企画提案書の提出にあたっては、表紙は様式4としますが、それ以降については下記の項目について任意様式で提出して下さい。

○コンセプト概要 ○計画概要（工程表、諸元表）○整備計画図（土地利用計画図、敷地構成図、イメージパース）○事業運営方針（資金計画書 事業経営計画書 維持管理・運営計画書）○審査項目対比表（審査基準の視点に対する考え方を示して下さい）

- ・写真、イラスト、イメージ図が必要な場合は、適宜貼り付けして下さい。

②提出期間

- ・令和6年8月19日(月)から令和6年10月7日(月)まで(参加資格確認通知後)
- ・土日祝祭日を除く9時から17時まで

③提出場所

- ・比布町役場総務企画課総合政策室(郵送、FAX, 電子メールでの提出は、受け付けません。)

④注意事項

- ・企画提案書のうち、道路、水道敷設等に関わる部分については、必ず事前に比布町役場建設課に確認の上、作成してください。
- ・企画提案書の作成に要した費用の全ては、提案者の負担となります。
- ・企画提案書の著作権は、提案者に帰属します。また、提案者の企画提案書については、最優秀提案者及び優秀提案者を選定するために使用します。それ以外で使用する場合には提案者に確認を得て使用します。なお、提出された企画提案書は返却しません。
- ・誤字を除き、企画提案書提出後の提案内容の変更は認めません。

(6) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

- ①提案者の提出書類を基に、プレゼンテーション及びヒアリングを令和6年10月中下旬に実施します。日時、場所については別途通知します。
- ②プレゼンテーション及びヒアリングの時間は、受付順に各提案者40分(提案20分、質疑20分)以内とし、説明者を含めて提案者当たり3名以内とします。
- ③スクリーン及びプロジェクターは町で準備しますが、パソコンその他必要な機器は、提案者で準備して下さい。(スクリーン及びプロジェクターの持込も可)

(7) 辞退について

参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届(様式6)を提出して下さい。

(8) その他

提出する書類のうち押印が必要なものについては、参加申込時に提出した印鑑証明書と同じ印鑑をご使用ください。

6 審査委員会による審査

(1) 審査委員会

企画提案書に係る審査については、「旧新町団地跡地の譲渡事業に係る公募型プロポーザル審査委員会」(以下、「審査委員会」という。)を組織し、提出された企画提案書及びヒアリング審査により審査します。

(2) 審査方法

審査委員会では企画提案書及びその付属書類の内容について審査を行い、総合的に評価を行った上で最も高い評価となった者を最優秀提案者として、次に高い評価となった者を優秀提案者として選定します。

応募者数が一者でも審査を行います。審査の結果、応募者数に関係なく該当なしとなる場合も

あります。

また、正当な理由なくプレゼンテーション及びヒアリングを欠席した場合は、審査及び選定から除外します。

(3) 審査基準

企画提案書等の審査項目及び配点は、100点満点で評価し、審査項目の配点割合は次のとおりとします。また、合格基準は6割以上とします。

なお、今回の公有地譲渡は無償で行いますので、価格に関する評価は行いません。

①企画提案に関する評価 10割(100点)

【子育て世代の移住・定住の可能性】(30点)

- ・子育て世代をターゲットにした移住・定住に結びつく内容で提案されているか。

【造成条件との適合性】(20点)

- ・簡易水道及び下水道設備について、提示条件に沿った内容で提案されているか。
- ・新たに団地内道路を整備する場合は、提示条件に沿った内容で提案されているか。

【造成計画の全体像】(20点)

- ・戸数等、譲渡条件に合致した提案になっているか。
- ・造成工事の期間から分譲地の販売計画を含めた提案となっているか。
- ・分譲地の区画割は、周辺地域に配慮した提案となっているか。

【管理運営】(30点)

- ・事業の確実な実現が期待できる資金計画となっているか。また、持続性が期待できる事業経営計画となっているか。
- ・PR方法や販売方法も含め、実現可能な販売計画となっているか。
- ・提案による事業計画等の維持管理計画が適切なものとなっているか。

②買受希望価格に関する評価 なし

(4) 企画提案の無効

次の条件を満たさない企画提案は無効とします。

①分譲地造成完了の期限が契約締結後5年を超えるもの。

(5) 審査結果の公表

最優秀提案者及び優秀提案者は、令和6年10月下旬までに決定する予定とし、該当者には書面で通知します。

なお、審査結果は譲渡事業者決定後に、全ての提案者に書面で通知します。併せて比布町ホームページでも公表します。

※審査結果に対する質疑及び異議には応じません。

- ・結果通知 令和6年10月下旬（予定）
- ・通知方法 比布町総務企画課より書面にて通知します。

（6）提案その他

今回の譲渡は、町は土地を無償譲渡する以外の直接的な補助は行わない形になります。

提案時においては、基本的な提案に加え、合わせて町の補助（具体的な内容）があった場合の提案も行うことができます（こちらの提案は必須ではありません）。

○基本提案 本条件での提案 ⇒ 必須

○追加提案 町の補助があった場合の内容 ⇒ 任意

※追加提案はあくまでも参考とするもので、審査への影響はなく補助を確約するものではありません。

7 最優秀提案者との協議及び譲渡事業者の内定

本町と最優秀提案者が協議し、提案内容や契約内容に関する調整を行ったうえで、当該公有地の譲渡事業者として内定します。

また、最優秀提案者との協議の結果、譲渡契約を締結しないこととなった場合には、次点の優秀提案者と協議を行うこととします。

- ・内定時期 令和6年11月上旬（予定）

8 譲渡事業者との契約締結

（1）仮契約

譲渡事業者として内定した者には、令和6年11月中旬を目途に譲渡仮契約を締結していただきます。仮契約に係る一切の費用は譲渡事業者の負担とします。

（2）議会の議決

この譲渡は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号及び財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例（昭和39年条例第14号）第3条の規定により比布町議会の議決を受ける必要があるため、比布町は仮契約締結後直近の町議会に議案として提出します。

この比布町議会の議決をもって本契約となりますが、当該議決が得られなかった場合はこの仮契約が無効となります。この場合において、比布町は一切の責任を負いません。

（3）公有地譲渡契約の確定

仮契約は、前記（2）の比布町議会の議決をもって本契約となります。

9 土地の引渡し及び所有権移転登記

(1) 分筆登記

分筆登記は、譲渡事業者の提案内容に基づき用地分筆測量を実施した後、比布町が行います。

(2) 所有権移転登記

所有権移転登記（所有権移転）の時期は譲渡事業者との協議の上、決定し、嘱託に要する費用は譲渡事業者の負担とします。

10 譲渡相手方の責務、譲渡条件等

- ①本契約締結の日から5年以内に計画内容を完了してください。
- ②造成工事にあたっては、近隣住民への説明等を自らの責任及び費用で行ってください。
- ③簡易水道設備、下水道設備、団地内道路の工事に際しては、工事完了後町が管理運営することを踏まえ、町の基準に準拠し、必ず事前に比布町役場建設課への確認を行いながら工事を進めてください。また、供給処理施設の引込み等についても、十分協議を行うと共に、必要な申請、工事等は事業者自らの費用負担で行ってください。
- ④集合住宅及び戸建賃貸住宅を建築する場合は、できる限り脱炭素社会に向けた省エネ対策となる内容で行ってください。
- ⑤提案事業の実施にあたって、止むを得ない事情により提案内容を変更する場合には、事前に文書により比布町総務企画課総合政策室に申請し、承認を得てください。
- ⑥その他の事項については、別紙譲渡事業に係る条件をご確認ください。
- ⑦不明な個所がある場合は、比布町と十分協議のうえ、自らの費用負担で行ってください。

11 その他

本要項に定めのない事項は、地方自治法、同施行令及び比布町財務規則等、関係法令の定めるところにより処理します。

譲渡事業に係る条件

1 総論

- ①本契約締結の日から5年以内に計画内容を完了してください。
- ②造成工事にあたっては、近隣住民への説明等を自らの責任及び費用で行ってください。
- ③提案事業の実施にあたって、止むを得ない事情により提案内容を変更する場合には、事前に文書により比布町総務企画課総合政策室に申請し、承認を得てください。
- ④その他不明な個所がある場合は、比布町と十分協議のうえ、自らの費用負担で行ってください。

2 道路・水道施設・下水道施設各工事に係る事項

造成工事完了後の管理を比布町が行うこととなるため、各工事の際は別に示す参考図書に準拠するとともに、比布町が示す基準により行うこと。（私道は除く）

（1）団地内道路整備

町が示す標準土工定規図のとおり

（2）簡易水道工事

- ・管径はφ75mmとし、管種は耐震管（HPPE など）とする。
- ・埋設深について、本管は管頂1.4m以上、給水管は1.0m以上（除排雪がされる部分については1.2m以上）とする。
- ・本管接続は不断水工にて行う。
- ・各宅地敷地界まで給水管を布設する。また、本管からの分岐はサドル付き分水栓を使用する。
- ・仕様の詳細については、建設課上下水道係と確認、協議をすること。

（3）公共下水道工事

- ・管径はφ200mmとし、管種は、下水道用リブ付硬質塩化ビニル管とする。
- ・埋設深は管頂1.0m以上とする。
- ・本管の勾配については2.0%以上とする。
- ・各宅地前に公設汚水柵を設置する。
- ・仕様の詳細については、建設課上下水道係と確認、協議をすること。

※（1）（2）に係る企画提案書を作成する際には、必ず事前に比布町役場建設課にご相談ください。

3 分譲地に係る事項

宅地分譲は6戸以上とし、1区画は、それぞれおおむね80坪以上を確保すること。

宅地分譲の販売に係る坪単価は、地価公示価格を参考に設定すること。

4 集合住宅・戸建賃貸住宅を建設する場合

- 戸数 : 6戸以上（単棟、複数棟は問いません）
- その他 : 雪捨て場を確保すること

【様式】

1 参加申込に関する書類

提出書類	記載事項	書式
1 参加申込書	様式のとおり	様式 1
2 商業・法人登記事項証明書	全部事項証明書 参加申込日前 3 か月以内のもの	—
3 印鑑証明書	参加申込日前 3 か月以内のもの	—
4 納税証明書	納税証明書 ①法人税、消費税及び地方消費税納税証明書 ②法人事業(特別税含)税納税証明書	—
5 決算書類	貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書 過去 3 期分	—
6 誓約書	様式のとおり	様式 2

※グループの場合は、全構成員分が必要

2 企画提案に関する書類

書式	資料	備考
様式 3	質問書	電子メールにて受付
様式 4	企画提案書	8 部提出 (原本 1 部、副本 1 部)
様式 5	辞退届	書面にて提出

【様式1】

参加申込書

令和6年 月 日

比布町長 村 中 一 徳 様

申込者

所在地

法人名（グループ代表）

代表者名（グループ代表者）

㊞

比布町が実施する「旧新町団地跡地の譲渡事業に係る公募型プロポーザル実施要項」に基づき、参加を申し込みます。

○事務担当責任者

法人名	
所属・役職名	
氏名	
連絡先	(所在地) (電話) (電子メール)

※ 応募に関する比布町からの連絡等は事務担当責任者へ行います。

※ 法人代表者印は、印鑑証明と同じ印で押印してください。（印鑑証明書も提出してください）

※ グループの場合は、代表者を選定の上、別紙構成員一覧を提出してください。その場合、構成員すべてにおいて、参加申込書に必要な書類が必要になります。

○構成員一覧

No.	法 人 名	
	代 表 者	㊟
	連 絡 先	(所在地) (電話) (電子メール)
	事 務 担 当 責 任 者	
No.	法 人 名	
	代 表 者	㊟
	連 絡 先	(所在地) (電話) (電子メール)
	事 務 担 当 責 任 者	
No.	法 人 名	
	代 表 者	㊟
	連 絡 先	(所在地) (電話) (電子メール)
	事 務 担 当 責 任 者	

※複写して利用してください

【様式2】

誓 約 書

令和6年 月 日

比布町長 村 中 一 徳 様

申込者

所在地

法人名

代表者名

㊞

私は、下記の事項について誓約します。

なお、必要な場合には、北海道警察に照会することについて承諾します。

記

- 1 自己又は自己の法人その他の団体の役員等は、次のいずれにも該当するものではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下、「法」という。）第2条第1項第2号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法第2条第1項第6号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
 - (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
 - (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を提供するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

※ この様式に記載された個人情報、暴力団等を排除する目的以外には使用しません。

※ 法人代表者印は、印鑑証明書と同じ印を押印して下さい。

※ グループの場合は、全構成員の提出が必要になります。

【様式3】

質 問 書

令和6年 月 日

質問者（提案者）

氏名（法人名）：

担当者名：

電話番号：

電子メール：

	質問項目	質問内容
1		
2		
3		
4		
5		

【様式5】

辞 退 届

令和6年 月 日

比布町長 村 中 一 徳 様

申込者

所在地

法人名

代表者名

⑩

私は、旧新町団地跡地の譲渡事業に係る公募型プロポーザルに参加申しましたが、都合により
辞退いたします。

1 辞退の理由

- ※ 辞退理由は、必ず具体的な辞退理由を記載して下さい。
- ※ この届の提出により、今後の指名等について不利益な取扱いを受けることはありません。
- ※ この届は開庁日に担当係へ直接提出して下さい。
- ※ 法人代表者印は、印鑑証明書と同じ印を押印して下さい。
- ※ グループの場合は、代表者が全ての構成員分を取りまとめの上、提出して下さい。